

宗祇を継承する三流の古今切紙

——切紙に付された漢数字——

小 高 道 子

東常縁から古今伝受を受けた宗祇は、三条西実隆をはじめ、肖柏、近衛尚通に古今伝受を伝えた。これらの古今伝受については宮内庁部

蔵の古今伝受資料をもとに『図書寮典籍解題 続文学篇』が記され、その大要が明らかにされた。さらに同時代の和歌資料や日記類などをもとにして『中世歌壇史の研究 室町前期』『同 室町後期』（井上宗雄氏）が記され、古今伝受が同時代歌壇の中に位置づけられることになった。

一方、新井栄蔵氏により陽明文庫蔵の古今伝受資料が調査・整理され、資料をもとにして近衛家の古今伝受について紹介された。柴田光彦氏などにより早稲田大学に所蔵される三条西家の古今伝受資料が明らかにされた。また『古今切紙集』（橋本不美男氏・新井栄蔵氏）『中古古今集注釈書解題』（片桐洋一氏）により、古今伝受資料が影印、あるいは翻刻により公刊され、宗祇を継承する古今伝受が明らかになった。

本稿ではこれらの資料を基にして、宗祇が相伝した古今伝受の切紙について検討したい。

一 宗祇を継承する古今切紙三種

まず、宗祇を継承する古今切紙三種について整理しておこう。三条西実隆への古今伝受資料は実隆自筆の『古今伝受書』が早稲田大学に伝わる（以下、実隆切紙と略す）。柴田光彦氏が考証・翻刻され、後に影印が公刊された。¹ また、切紙の内容について、長谷川千尋氏が考証された。²

長谷川氏は、実隆切紙に含まれる「切帛事」と「千葉東家切帛」が、それぞれA「常光院流」とB「千葉東家流」とであることを考証し、その二十四通を、それぞれに記された漢数字の順に並べ換えて示した上で、「これがすべてである」とされた。この漢数字は、実隆切紙に記

ヌ	ニ	ナ	※	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	ス	シ	サ	コ	ケ	ク
道(百人一首他)	作伝	稽古方	千葉東家切紙寸法	伊勢物語之事(文明四同)	重而奥書(文明五同)	奥書(文明三 常縁↓宗祇 証明状)	柿下朝臣 紀貫之	伊勢・住吉・玉津嶋	伝受次第(系図)	古今伝受次第	流議不同	カハナクサノ事	メトノケツリ花ノ事	ヲカタマノ木ノ事	重大事(三木)	三鳥之大事
三	二	一										三	二	一	四	五
												3	2	1	4	5
3	2	1														
		15									9	3	2	1	4	5
			2						1							
		×	×						×		×	三	二	一	四	×
	22										15	4	3	2		
															2	1
	十九										十三	三	二	一		
									18			3	2	1	4	8
※4	※4	※4								1	2					
×	×	×							十八	×	×	三	二	一	四	八

F	E	D	C	B	A	メ	ム	ミ	マ	ホ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ
端裏書ナシ	宗祇 肖へ案	古今伝受之時誓文案	花ツミノ事	六ヶ条	古伝私三鳥等	神道口伝事	三六秘	加和名種	妻戸插花	御賀玉木	短哥事	三鳥重之口伝	名題之事	賀茂祭哥事	号題之口伝	三鳥
								三	二	一			七	六	五	四
								3	2	1	×	×	7	6	5	4
				11	6						8					
6	5	4	3													7
×	×	×	×	×	×						×					四
							21	11	10	9	17	※19	8	16	7	12
							十八	八三	七二	六一	十四	十六	五	十三	四	九
						※6	※5				3					
						×	×				×					

右の表を一瞥すると、切紙に付されていた漢数字と、通し番号（書写された順序順序に私に付した算用数字）とは必ずしも一致していないことがわかる。この漢数字について長谷川氏は、前掲論文で「題目

の上に本文同筆で朱書された通し番号である」とされ、後に「一部順序を正して（略）もう一度掲出」するとして、漢数字の順序に並べて掲出された。漢数字は本文同筆で記されているが、「本文同筆」ということは、漢数字と本文の筆者が同じと推定される。長谷川氏は「正して」として漢数字の順序に並べ換えたが、漢数字の番号が正しいとす

二 切紙に付された漢数字

S	R	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	G
神道	稽古口決	稽古方	虫之口伝	一虫	鳥之口伝	鳥之釈	真諦之事	重之口伝極（前ノ三ヶノ子細）	切紙之上口伝（三木）	端裏書ナシ	端裏書ナシ	口決
												7
												×
										5	4	
					12	11	10	9	7	6	5	
6	5	4										
×	×	×	十二	十一	十	九	七	六	五			

るなら、実隆は、どうして漢数字の順に記さなかったのであろうか。次に、漢数字と書写された順序について考察を加えたい。

漢数字と通し番号とを比較すると、当流切紙のみが一致することがわかる。当流切紙は、三条西実枝が記して幽斎に与えたものであるから、両者が一致することにより、漢数字も実枝により記されたものと推定できる。漢数字は、伝受者ではなく、相伝者によって付されたものであろう。逆に、両者が最も不一致なのが尚通切紙である。尚通切紙に付された漢数字については書写した智仁親王も一から三の数字が重複していることを注記している。また『続文学篇』も「出鱈目」であると記した。尚通切紙が、宗祇から受けたものだけではなく、徳大寺実淳を通して実隆からも二度にわたって受けていることを考察すると、与える側が漢数字を記したと推定することで、数字の重複が理解できる。また、実隆の書状に重要であると記されている「ホノ／＼ノ哥ノ事」（実隆切紙工）を最初に記していることから、書写されている順序に私に付した通し番号は、尚通が義俊に与えた順序に一致すると推定できる。尚通は、自身が受けた切紙を自分なりに整理した順序で義俊に与えたのであろう。漢数字は宗祇などから与えられたそれぞれの切紙に付されていた数字であり、尚通はそれを並べ換えて自らの切紙の体系を作り、その順序で義俊に与えたのであろう。

このように、切紙に記されている漢数字が、師に与えられた数字であり、自らの門弟に相伝する時には師から伝受した切紙の漢数字を残したまま、自らが整えた順序に並べ換えたとなると、実隆切紙に記された二流の切紙が漢数字の順序に記されていないことも説明できよ

う。実隆切紙について長谷川氏は漢数字がついている二種類の十二通あわせて二十四通を「これがすべてである」として掲げられた。しかしながら、実隆自筆の『古今伝受書』に記された切紙は二十四通にとどまらない。私にカタカナを付したアからモまで、三十五通が伝わるのである。しかも、実隆切紙のヌは、長谷川氏が「すべてである」とされた二十四通には含まれないが、肖柏切紙・尚通切紙・当流切紙に共通して見られる。また、実隆切紙ソ・※・ム・メは、長谷川氏のいう二十四通には含まれないが、肖柏切紙・尚通切紙・当流切紙のいずれかに見られる。宗祇から伝受した他の流派にも見られるこれらの切紙も、実隆は宗祇から伝受したと推定できよう。しかしながら、長谷川氏は二十四通の切紙を「これがすべてである」とされ、それ以外の切紙を除外される理由を示されていない。これらの切紙は、どのような根拠で実隆切紙から除外することができるのであろうか。

ここで改めて実隆切紙を検討してみよう。実隆切紙は巻末に次の奥書がある。

右宗祇法師御伝受事等為輩卒爾候、蒙仰記付之、正本納函底、彼書状等又可秘藏、此一巻不可他見者也、

永正第七月十八日雨中記之

この奥書を見ると、この一巻は、宗祇から古今伝受を受けた実隆が「永正七」年二月十八日に書写したもので、宗祇から伝受した「正本」は「函底」に納めたという。この奥書から判断する限り、この一巻は、すべて、宗祇から実隆が伝受した切紙といえよう。その中に、「切唇事」と「千葉東家切唇」が各十二通、漢数字を付して記されているの

は、それぞれの十二通が、漢数字を付した状態で宗祇に相伝されたか
らではないだろうか。宗祇は実隆に相伝する際に、これらの切紙に、
相伝次第などを添えて、自らが編集した体系で実隆に伝えたと推察で
きる。

実隆切紙は「切昏事」とする十二通だけを見ると、同じ漢数字で、
同じ順序で記されている。また、実隆切紙コサシの三通は、どの切紙
にも、同じ漢数字が記されている。そして、肖柏切紙・当流切紙とも
に、この順序で切紙が伝えられている。また、肖柏切紙の内、六通に
漢数字が付されているが、これらの六通に付されている漢数字は実隆
切紙に付された漢数字に一致する。こうしたことから、実隆切紙に付
された漢数字は、宗祇から実隆・肖柏への古今伝受の際にはすでに付
されていたと推測できる。これらの漢数字を、師が弟子に切紙を与え
た時に付したと推定すると、実隆切紙に付された二十四の漢数字は、
宗祇がそれぞれの十二通を伝受した時に付されていた漢数字であると
推量される。宗祇は実隆に切紙を与える際、自らが伝受した二十四通
については、その道統と自らが与えられた際の漢数字を付して実隆な
どに相伝したのであろう。しかしながら宗祇は、自らが与えられた二
十四通の切紙を、そのまま門弟に相伝することをしなかった。実隆へ
の相伝に際しては、二十四通のほかに、相伝方法などを記した十一通
を加えた。また、肖柏への相伝では、二十四通の中の一部のみを伝え
たほか、連歌に必要な切紙を補って相伝した。尚通への相伝では、一
部しか伝えなかったのであろうか。尚通は徳大寺実淳を通じて実隆か
らも伝受している。宗祇を継承する三流と一括して扱われる三流の古

今伝受であるが、このように、それぞれの継承者によって、継承した
内容が異なるのである。それぞれの切紙の内容については稿を改めて
検討を加えたい。

三 古秘抄について

宗祇を継承する三流の古今切紙を概観した所で、「古秘抄」について
検討しておきたい。陽明文庫に所蔵される同書については、新井栄蔵
氏が紹介された（『陽明文庫蔵 古秘抄 別本』、『叙説』昭54・10）。
これまでの古今伝受研究を批判する鈴木元氏は、この書を「宗祇流伝
授の初期段階」のものであるとして、独自の古今伝受論を展開した。
鈴木元氏は「古今伝授は和歌を進展させたか」（『中世詩歌の本質と連
関』平24 竹林舎）においてこれまでの古今伝受研究をさまざまな角
度から批判された。「古今伝授」の本質に関する論究は、実はさほど
多くはない」ために、「事実経過や手続きの確認、解明は進んだ」も
の、古今伝受について「どこにその営みの本質があるのかについて
は、実ははっきりしないまま今日に至っている」という。

横井氏の論考（小高注『古今伝授沿革史論』以降、数多くの「古
今伝授」についての論が登場した。けれども、「古今伝授」の本質
に関する論究は、実はさほど多くはない。事実経過や手続きの確
認、解明は進んだけれども、なぜ「古今伝授」が発生したのか、
どこにその営みの本質があるのかについては、実ははっきりしな

いまま今日に至っているのではないかと思われる。

横井金男氏以降、七十余年にわたって積み重ねられてきた古今伝受研究を批判した鈴木氏は、新井栄蔵氏の「宗祇流の古今集注釈における「裏説」について」(『文学』昭54・7)を「今日の〈古今伝授〉理解の輪郭を作り上げたと言ってよい。」とした。そして、これまで実証的な研究が積み重ねられてきた古今伝受資料ではなく、新井栄蔵氏が紹介された「古秘抄」の中の一項目を取り上げて、「この解釈法は、宗祇流の特徴として次第に肥大化していく傾向を見せる」と「宗祇流の特徴」とする「解釈法」について論じた。そして、この一項目は「重要な問題を含んでおり、丁寧に記述内容を押さえておきたい」として、その内容を検討した。

ところで、氏(小高注 新井氏)の指摘の中でもう一つ注意されるのは、同切紙によれば「裏説」の解釈法では歌の余情が失われることもあると述べており、このような二重の解釈法を全肯定では捉えていなかったことを指摘している点である。このことは、「裏説」の目指す方向が和歌の余情とは相容れないものであることを、はからずも伝授にかかわった当事者の口から語っているわけである。ところが、この解釈法は、宗祇流の特徴として次第に肥大化していく傾向を見せる。故に、和歌の余情と対立するとの自覚のもと、抑制的に「裏説」の導入されたこの切紙の説は、宗祇流伝授の初期段階のものかもしれない。

さて、ここで付け加えておきたいのは、かつて新井氏の紹介された「古秘抄別本」記事である。本来は切紙で伝授されていた秘伝の集成と思われる同書には、「内外表裏事」との一項目が存する。本題から脇へ逸れるように見えるかもしれないが、重要な問題を含んでおり、丁寧に記述内容を押さえておきたい。

鈴木氏のいう「裏説」の解釈法は、これまでの「事実経過や手続きの確認、解明」に終わっているこれまでの古今伝受研究においては明らかにされてこなかった「解釈法」である。それでは、その「解釈法」が、「宗祇流の特徴として次第に肥大化していく傾向を」実証することや、その「解釈法」のあり方によって、切紙の授受された古今伝受の時期を確定することができるのであろうか。切紙全体の内容を検討することなく、一項目の「解釈法」に着目して成立を推定することができるのであろうか。次に鈴木氏の研究を検証してみたい。

鈴木氏は新井氏が紹介された「古秘抄別本」から、「内外表裏事」とする一項目を取り上げて「本題から脇へ逸れるように見えるかもしれないが、重要な問題を含んでおり、丁寧に記述内容を押さえておきたい。」としてその内容について紙幅を割いて詳述した。鈴木氏は「古秘抄」に記された内容を、「同切紙によれば」「この切紙の説」と、「切紙」として扱っているが、「古秘抄」が切紙として継承されたことは何一つ実証されていない。鈴木氏は「本来は切紙で伝授されていた秘伝の集成と思われる」として「古秘抄」を切紙として引用するが、「古秘抄」のもとになる切紙は、未だ紹介されていない。確かに「古秘抄」

は、「本来は切紙で伝授されていた」かもしれないが、その「本来は切紙で伝授されていた」という「古秘抄」のもとになる切紙が明かでない以上、「本来は切紙で伝授されていた」という推測だけで、「古秘抄」を切紙として扱うことには問題がある。鈴木氏は、これまでの古今伝受研究を「事実経過や手続きの確認、解明は進んだけれども」、「古今伝授」の本質に関する論究は、実はさほど多くはない」としてこれまでの実証的研究を批判した。鈴木氏からすれば、単なる「事実経過や手続きの確認、解明」にすぎないかもしれないが、古今伝受において切紙がいかにして授受されたかについては、『続文学篇』で資料とともに明らかにされている。「裏説」であるからといって、「切紙」として相伝されたとは限らないことは言うまでもない。

また、「本来は切紙」であったとしても、その切紙がいかなる師弟関係において相伝されたのか、その道統について、鈴木氏は一切考証していない。資料に基づいて考証しないままに、鈴木氏は「古秘抄」について「和歌の余情と対立するとの自覚のもと、抑制的に「裏説」の導入されたこの切紙の説は、宗祇流伝授の初期段階のものかもしれない」とされた。「かもしれない」と断定を避けてはいるものの、鈴木氏は「古秘抄」の一項目をもとにして「宗祇流伝授の初期段階」について論じている。しかしながら、すでに一覧表にして示した通り、宗祇を継承する三条西実隆・肖柏・近衛尚通が伝受した切紙の項目に「内外表裏事」は見られない。項目だけではなく、それぞれの切紙の本文を検討しても、「裏説」について記された「内外表裏事」に一致あるいは近似する内容の切紙は見出せない。さきの一覧表に使用した切紙は

すべて、宗祇が相伝した時の状態が推測出来る形で伝わっている。その切紙の中に「内外表裏事」は見出せないのである。

古今伝受は師弟関係を重視して相伝され、切紙は、門弟として講釈を受けた後に初めて相伝された。それぞれの門弟によって、相伝する内容は異なっているが、共通する項目も多い。宗祇を継承する三流の切紙は、それぞれ独自の項目もあるが、三流に共通する項目も多い。だが、「内外表裏事」は、三流のいずれにも見られない。この「内外表裏事」が「宗祇流伝授の初期段階のものかもしれない」と推測するのであれば、「宗祇流伝授の初期段階」とは、宗祇から実隆・肖柏・尚通以外の誰に相伝され、どのようにして継承されたのであろうか。また、宗祇から伝受した実隆・肖柏・尚通の切紙に見られない「内外表裏事」は、いつの時代に「宗祇流」に加えられたのであろうか。こうした道統が明らかでない項目について、どうして、「宗祇流」と推定し、それを根拠にして「宗祇流伝授」あるいは「古今伝授」について論じることが出来るのであろうか。こうしたことが実証できる具体的な資料を提示した上で、なおかつ、その内容が宗祇を継承する他の切紙には一切見られない理由について説明する必要がある。

鈴木氏が「宗祇流伝授の初期段階のものかもしれない」と推測する根拠として記しているのは、「内外表裏事」に見られる「裏説」の解釈法である。この「裏説」の解釈法について鈴木氏は、「宗祇流の特徴として次第に肥大化していく傾向を見せる」とされた。そして、「裏説」の目指す方向が和歌の余情とは相容れないものであることを、

はからずも伝授にかかわった当事者の口から語っている」この項目が「重要な問題を含んで」いるという。鈴木氏は、「内外表裏事」について、「故に、和歌の余情と対立するとの自覚のもと、抑制的に「裏説」の導入されたこの切紙の説は、宗祇流伝授の初期段階のものかもしれない」とされた。「内外表裏事」において「抑制的に「裏説」の導入された」とする根拠であるというのである。それでは、この「裏説」の導入のされ方は、それによってその資料の成立・道統が推定できるほど、明らかにされているのであろうか。鈴木氏のいう「裏説」の解法が、「宗祇流の特徴として次第に肥大化していく傾向を見せる」ことは、どのような資料で実証されるのであろうか。また、これまで実証的に明らかにされてきた宗祇を継承する古今伝受研究をこえて、これが「宗祇流伝授の初期段階のものかもしれない」と推測出来る根拠は、どこにあるのだろうか。これまでの実証的な研究成果を批判して、成立も道統も不明な資料を用いて古今伝受について論じるのであれば、その前提として、使用する資料の成立について具体的に実証することが必要であろう。「内外表裏事」及び「古秘抄」について、それが切紙として伝えられた時の本来の形と、「宗祇流伝授の初期段階」と推定できる具体的な資料と根拠を示されることを切望する。

注

(1) 「荻野研究室収集 三条西実隆の書状をめぐって」(『早稲田大学図書館紀要』昭58・8)、『中世歌書集』(早稲田大学資料影印叢書 昭62・

6)。

- (2) 「東常縁の歌学における常光院流の継承」(『龍谷叢書15 中世近世和歌文芸論集』平20 思文閣出版)
- (3) 智仁親王により書写された資料が、宮内庁書陵部古今伝受資料に伝わり、『京都大学国語国文学資料叢書 古今切紙集』に影印・翻刻された。尚通自筆の切紙は、烏丸家の古今伝受資料(同部蔵)に伝わる。
- (4) 尚通切紙については「近衛尚通の古今伝受」(『中京大学文学部紀要』平29・3)で検討を加えた。
- (5) 智仁親王により書写された資料が、宮内庁書陵部古今伝受資料に伝わり、『京都大学国語国文学資料叢書 古今切紙集』に影印・翻刻された。幽齋が収集した切紙は、烏丸家の古今伝受資料(同部蔵)に伝わる。
- (6) 肖柏の切紙については、稿を改めたい。